

## 法学部

I	教育の水準	.....	教育 1-2
II	質の向上度	.....	教育 1-4

## I 教育の水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 分析項目 I 教育活動の状況

#### 〔判定〕 期待される水準を上回る

#### 〔判断理由〕

観点1-1「教育実施体制」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 法学と政治学を一体とした共通の専門教育を基礎として、学生が専門科目について系統的に学習するため、第1類（私法）、第2類（公法）、第3類（政治）の3コースを設け、学生が各自の知的関心と将来の志望に応じて自由にコースを選択できるように編成している。
- 教員一人当たりの学生数は平成21年度の12.3名から平成27年度は10.8名となっており、演習の必修化等を通じて少人数教育の充実化に取り組んでいる。
- 教育内容・方法の改善への取組として、学生に対する授業アンケート及びその集計・分析を行っている。また、学部教育ワーキング・グループを設置して改善について具体的な検討を行っており、その結果、平成29年度から新カリキュラムを導入することとしている。

観点1-2「教育内容・方法」について、以下の点から「期待される水準を上回る」と判断した。

- グローバル化への対応として、世界的な視野をもった高度な国際性を涵養するために、外国法・外国政治関連科目の充実を図っており、平成26年度からは外国人特任教員による外国法の授業を実施している。また、学生の海外留学を促進するために、特別の追試験の実施や、単位の互換等の措置を講じている。
- 平成22年度以降に開設した13科目を含め、平成27年度において26科目の特別講義を実施しており、英語による講義のほか、「国際ビジネス法」、「アジア・ビジネス法」、「国際紛争研究」、「高齢者法」等、国際的・先端的な分野の講義を実施している。
- 「民法基礎演習」を第1類及び第2類の学生の必修科目とし、民法担当の教員と若手弁護士である非常勤講師が作成した設例を用いて事例研究を行い、質疑応答・議論への学生参加を促す授業を実施している。

以上の状況等及び法学部の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

**分析項目Ⅱ 教育成果の状況**

**〔判定〕 期待される水準にある**

**〔判断理由〕**

観点2-1「学業の成果」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 第2期中期目標期間（平成22年度から平成27年度）において、3年次の冬学期終了時点の学生の単位修得状況は、平均して卒業要件となる単位数の約3分の2を修得している。
- 第2期中期目標期間の標準修業年限内の卒業生数は、262名から296名の間を推移している。

観点2-2「進路・就職の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 卒業生の進路・就職状況について、平成27年度の卒業生の主な進路・就職先の割合は、法科大学院進学19.9%、官公庁25.3%、金融やメディア等の民間企業36.4%となっている。また、法科大学院の進学者は75名おり、そのうち63名は東京大学の法科大学院へ進学している。

以上の状況等及び法学部の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

## Ⅱ 質の向上度

### 1. 質の向上度

〔判定〕 改善、向上している

〔判断理由〕

分析項目Ⅰ「教育活動の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 教育の国際化に対応するため、平成 26 年度に実務経験者である東アジア・ビジネス法を担当する専任教授を採用したほか、平成 27 年度には英米法を担当する英国人の特任准教授、韓国法を担当する韓国人の特任准教授をそれぞれ採用し、外国法教育の強化に取り組んでいる。
- 外国政治に関して世界各国の政治状況を分析する特別講義を実施している。
- 学生の自主性を育てつつ、同時にきめ細かな指導をする学部の方針に沿って、学生の自主学習を奨励するためのリーディング・リストの提供や、主に教育・研究職を希望する学生への教育・研究職と関連した学習指導の強化等の取組を実施している。

分析項目Ⅱ「教育成果の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 交換留学派遣者数について、平成 23 年度の 1 名から平成 27 年度の 15 名へ増加している。
- 法科大学院進学者のうち東京大学の法科大学院への進学者の割合が上昇しており、平成 22 年度の 55.7%から平成 27 年度の 84%へ 28.3 ポイント増加している。

これらに加え、第 1 期中期目標期間の現況分析における教育水準の結果も勘案し、総合的に判定した。